

議案第219号

大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例案

大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第8号中「地方独立行政法人大阪市立工業研究所」を「地方独立行政法人大阪市立工業研究所及び地方独立行政法人大阪市民病院機構」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条の見出しを「(報告書の提出)」に改め、同条中第1項を削り、第2項を同条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第8号の改正規定は、地方独立行政法人大阪市民病院機構の成立の日から施行する。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

職員互助会の会員の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員互助会条例 (抄)

(互助会の組織)

第2条 省 略

2 職員以外の者のうち、次に掲げるものは、前項及び第8条（第6号から第8号までに掲げる者にあつては、同項、第7条及び第8条）の規定の適用については、職員とみなす。

(1)-(7) 省 略

(8) 地方独立行政法人大阪市立工業研究所及び地方独立行政法人大阪市民病院機構の役員及び職員で、地方公務員等共済組合法第3条第1項第5号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員であるもの

(互助会の議決機関等)

第3条 互助会に議決機関として評議員会を置く。
削除

2 前項に定めるもののほか、互助会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(会計)
報告書の提出

第5条 互助会の事業年度は、本市の会計年度による。

2 省 略